

障害児（者）施設等の整備、財産処分、危機管理マニュアル(事故報告) 及び災害対策等について

埼玉県福祉部障害者支援課（施設整備・法人指導担当）

1 令和7年度施設整備方針及び協議手続き

(1) 令和7年度整備方針

ア 公表時期 当課ホームページに掲載（4月上旬を予定）（トップページ→健康・福祉→障害者（児）施設→障害者福祉施設向け情報→施設整備費補助）

イ 整備方針のポイント

○令和3年度以降の国当初予算の規模を踏まえ、昨年度と同様に、優先的に整備する案件、国への協議に関する方針等を定める予定

○国庫協議に係り国が示す留意事項を反映する予定

例：・障害者支援施設の入所者数を削減することを基本としており、定員増を伴う整備はグループホームでの対応が困難な者の利用など真に必要と認められる場合に限る。これにより難しい場合は、当該市町村の区域内の将来定員の見通し、減少計画及び都道府県の入所定員に係る計画などを提示することを条件とする。

・浸水想定区域等において創設又は大規模修繕により新設又は移転改築整備をする際は、安全上及び避難上の対策を講じること。

(参考) 近年の国庫補助当初予算額と埼玉県協議案件の採択状況

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
国当初予算額	174 億円	48 億円	45 億円	45 億円	45 億円
埼玉県採択金額 (国負担分)	809, 113 千円	238, 340 千円	202, 913 千円	251, 733 千円	
埼玉県採択案件	55 件	1 件	1 件	1 件	

(2) 施設整備補助金の協議手続き

ア 協議の手引き

当課ホームページに掲載（4月上旬改正予定）（トップページ→健康・福祉→障害者（児）施設→障害者福祉施設向け情報→施設整備費補助）

イ 県の協議窓口

協議窓口	協議案件
県福祉事務所	障害者支援施設、障害福祉サービス事業所(グループホームを除く)、障害児入所施設、児童発達支援センター
県障害者支援課	グループホーム、障害児通所支援事業所(児童発達支援、放課後等デイサービス)

さいたま市、川越市(※)、越谷市(※)、川口市(※)は、各市が窓口です。 ※：障害児入所施設、児童発達支援センターは県福祉事務所が窓口

ウ 協議書の提出期限

令和6年7月31日（水）【厳守（完成した協議書の状態で）】

(3) 改修・移転創設に向けた計画的な準備について

2 重度障害者が安心して暮らせるグループホームの設置促進

(1) 空き家を活用した重度障害者グループホーム整備促進事業（県単独予算：24,000千円）

(改正予定)・スプリンクラー設備設置工事を行う場合の補助額（上限額）を下表のとおり改正予定

補助額（上限額）（補助率 県3/4 法人1/4）

現行	6,000千円
改正後	スプリンクラー設備設置工事を行う場合 8,000千円 スプリンクラー設備設置工事を行わない場合 6,000千円

・整備後の重度障害者の入居を担保するための規定を追加。

(2) 埼玉県障害者グループホーム職員研修（世話人、生活支援員向け）

(実施予定)・基礎研修

※研修受講者が、当該研修の内容に基づき当該年度内にグループホーム職員に対し研修を行うことで、「事業所職員
に対し年1回以上実施する必要がある「虐待の防止のための研修」(指定基準第40条の2)とすることも可能。

・スキルアップ研修

(3) 彩の国重度障害者支援・あんしん宣言グループホーム

ホームページ：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/anshinsengen-grouphome.html>

登録申請期間：毎年度6月1日から6月30日まで

登録期間：3年間

3 補助金を受けて整備された施設・設備の財産処分について

補助金等の交付を受けて整備された施設や設備については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、本県の「補助金等の交付手続等に関する規則」、各事業の補助金交付要綱等の適用を受け、補助金交付後も適正な管理が必要となります。(参考：別添1)

○定められた処分制限期間内の財産処分は、知事及び厚生労働大臣の承認及び必要に応じて国庫等に納付(補助金の返還)が必要になります。

○財産を処分する予定の日より3か月以上前を目安に、御相談ください。

御相談先：当該整備案件の窓口であった障害者支援課(施設整備・法人指導担当)又は福祉事務所(施設整備担当)

(処分制限期間) 一例

種類	構造・用途等		処分制限期間
建物	鉄筋コンクリート造	通所事業所	50年
		入所施設、グループホーム	47年
	木造	通所事業所	24年
		入所施設、グループホーム	22年
建物附属設備	冷暖房設備		13年、15年
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8年

(財産処分の種類) 転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡：補助対象財産の所有者の変更。

交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。なお、設備の故障時の業者による引取りは、交換ではなく廃棄に当たる。

貸付：補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。

取壊し：補助対象財産(施設)の使用を止め、取り壊すこと。

廃棄：補助対象財産(設備)の使用を止め、廃棄処分をすること

(納付額の計算) 主な計算式 納付額 = 補助額 × (※残存年数 / 処分制限期間)

※残存年数 = 処分制限期間 - 経過年数

4 危機管理マニュアル・事故報告

- (1) 危機管理マニュアル 当課HPに掲載：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/tyuuikanki/index.html>
- (2) 事故報告
 - ・速報、続報、再発防止報告書
 - ・入所児(者)死亡届
 - ・新型コロナ陽性報告については、新年度も継続するか検討中です。

5 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施

(1) 水防法及び土砂災害防止法による義務付け

ア 対象施設

要配慮者利用施設（洪水による浸水想定区域内や土砂災害警戒区域にある社会福祉施設のうち市町村地域防災計画に名称が記載された施設）

イ 要配慮者利用施設の各法に基づく義務

- ・避難確保計画の作成
- ・市町村の防災担当課への報告（避難確保計画を作成・変更したとき）
- ・避難訓練の実施

※対象施設で避難確保計画を未だ作成していない事業所は、速やかに避難確保計画を作成し市町村の防災担当課へ報告してください。併せて、同計画に基づき、定期的に避難訓練を実施してください。

財産処分手続の概要（2）

地方公共団体以外の場合

- 国庫補助により取得した財産を処分（転用、譲渡や取壊しなど）する場合は、あらかじめ補助を交付した都県知事または市区町村長の承認を受ける必要[※]があります。
※処分制限期間を経過した財産を除く。承認する都県知事または市区町村長は関東信越厚生局長の承認を受ける必要がある。

1. 報告手続により、承認があったものとして取り扱う財産処分。国庫納付も不要

- 災害等により使用できなくなった施設等または立地上危険な状態等にある施設等の取壊し

2. 承認申請手続により、承認を受ける必要がある財産処分

■ 上記1.以外の財産処分

- ■ 有償譲渡・有償貸付の場合や財産処分承認基準に規定する要件[※]を満たさない場合
※例）老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し
- ■ 承認の際に、再処分の条件が付されたり、また国庫納付が条件となる場合がある。

国庫納付額

(1) 有償譲渡・有償貸付の場合で一定の条件を満たす場合

$$\text{譲渡・貸付額}^{\ast 1} \times (\text{国庫補助額} / \text{総事業費}) = \text{国庫納付額}^{\ast 2}$$

※1 譲渡・貸付額が評価額に比して著しく低価な場合には評価額で算出する。

※2 (2)が上限額

(2) 上記(1)以外

$$\text{国庫補助額} \times (\text{残存年数}^{\ast 3} \text{または貸付年数} / \text{処分制限期間}) = \text{国庫納付額}$$

※3 処分制限期間 - 経過年数（事業を実施した年数）

- 承認後、財産処分が完了した際は、完了報告の提出も必要

※詳細は、別掲の「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」等をご参照ください。 . . . 添付省略

財産処分手続の流れ

○ 財産処分手続の流れ

1. 報告手続

→ 右図①②

2. 承認申請手続

2._1 国庫納付無し

→ 右図①～⑦

2._2 国庫納付有り

→ 右図①～⑨

※ 抵当権の設定について
 抵当権設定の財産処分は、抵当権設定時に
 右図①～⑦、抵当権を実行に移された場合
 は別途報告のうえ⑧⑨が必要となる。

